

技能職員における転任制度等の見直しについて

近年、事務職員への転任選考、事業担当主事補への職種変更及び事業担当主事への転任選考の応募者が減少傾向にあることや、技能職員が担ってきた業務の民間委託の拡大により、委託業者の管理監督業務等、新たな行政ニーズに対応するなど、技能職員が有する知識、経験及び能力をより効果的に活用できるよう、転任制度の見直しを行う。

1 事務職員への転任

令和3年度実施の転任選考をもって終了する。

2 事業担当主事補への職種変更

より実績重視な選考とするため、令和3年度の職種変更選考から次のとおり見直しを行う。

	見直し後	現行制度
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢制限なし ・技能労務職給料表1級から2級までの者 ・令和3年3月31日までに採用された者 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢制限なし ・技能労務職給料表1級から2級までの者
試験内容	<ul style="list-style-type: none"> ・面接カード、面接、人事考課等 	<ul style="list-style-type: none"> ・教養試験（択一式）、論文、面接、人事考課等

3 事業担当主事への転任

より実績重視な選考とするため、令和4年度の転任選考から次のとおり見直しを行う。

ただし、令和3年4月1日以前に事業担当主事補へ職種変更している場合は、現行制度を適用する。

	見直し後	現行制度
選考	<ul style="list-style-type: none"> ・人事室が実施する職種変更選考に合格後、1年間の研修・OJT期間を経て、人事室の実施する転任試験により任用 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事室が実施する職種変更選考に合格後、2年間の研修・OJT期間を経て、人事委員会の実施する転任試験により任用
試験内容	<ul style="list-style-type: none"> ・所属研修（OJT）評価、論文、面接等 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属研修（OJT）評価、筆記試験、論文、面接等

4 対象所属

市長部局、学校園

○事業担当主事補への職種変更後の処遇

事業担当主事補へ職種変更した場合は、技能労務職給料表 1 級の適用者、同給料表 2 級の適用者ともに、職種変更日の前日に受けていた技能労務職給料表の級号給を引き継ぐことになり、休日、休暇その他の勤務条件についても、現状と同様の取扱いとなります。ただし、業務主任等の職については、職種変更日の前日をもって解任となります。

○事業担当主事への転任後の処遇

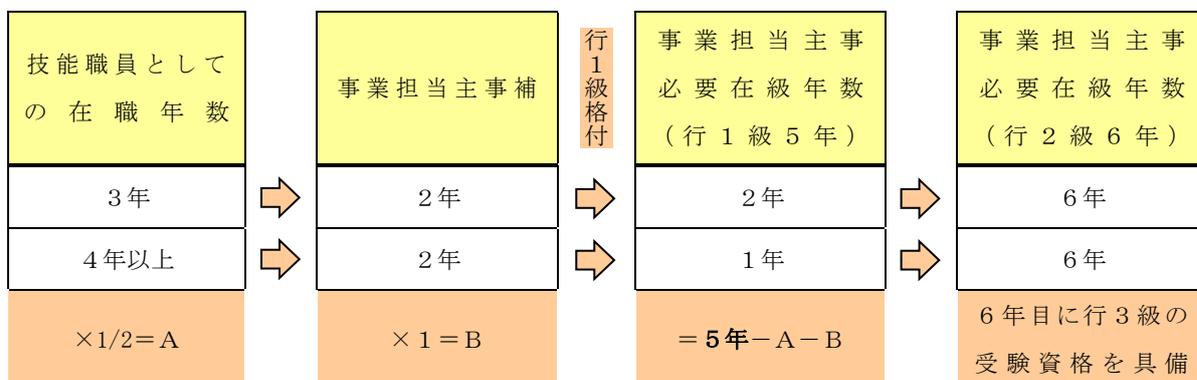
ア 技能労務職給料表 1 級の適用者が転任する場合

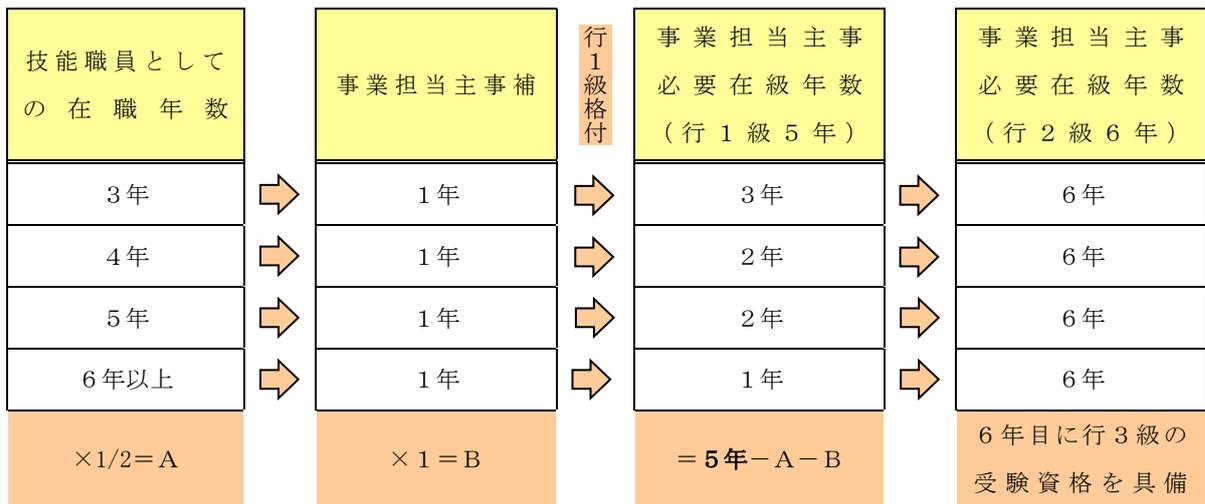
技能労務職給料表 1 級の適用者が事業担当主事へ転任した場合は、転任時に新たに採用されたものとして、行政職給料表 1 級 11 号給を初任給基準とした給料決定を行うこととなりますが、次表のとおり事業担当主事に転任する前の期間を外部経歴として換算し、初任給基準の号給に加算します。なお、決定された初任給が事業担当主事となる前の給料月額に達しない場合は、現給保障となります。

● 本市採用日前までの期間（18 歳に達する年度の翌年度以降）	
同種の職務経験	▶100%換算*
同種以外の職務経験等	▶80%又は 50%換算*
無職の期間	▶0%換算
● 本市職員（技能職員）としての在職期間	▶80%換算
● 事業担当主事補としての在職期間	▶100%換算

※ 職務経験等の換算には、勤務先等の証明が必要です。

また、技能労務職給料表 1 級の適用者が事業担当主事へ転任した場合の昇格については、『本市採用後から事業担当主事補に職種変更される日の前日までの期間の 5 割に相当する期間』及び『事業担当主事補に職種変更された日から事業担当主事に転任される日の前日までの期間の 10 割に相当する期間』の通算を、『4 年を上限として転任後の職種における在級年数』とみなして取り扱うこととなります（下図を参照）。





イ 技能労務職給料表2級の適用者が転任する場合

技能労務職給料表2級の適用者が事業担当主事へ転任した場合は、行政職給料表2級の適用を受けることになり、事業担当主事となる前の給料月額と同額の号給に決定します。(同額の号給がない場合は直近下位の号給として決定し、現給保障となります。)

また、技能労務職給料表2級の適用者が事業担当主事へ転任した場合の昇格については、『技能労務職給料表2級の適用となった日(業務主任等に任命された日)から事業担当主事補に職種変更される日の前日までの期間の10割に相当する期間』を、『4年を上限として転任後の職種2級における在級年数』とみなして取り扱うこととなります(下図を参照)。

